

平成 3 1 年

亀山市教育委員会第 1 回臨時会会議録

亀山市教育委員会第1回臨時会会議録

1. 日 時

平成31年2月7日（木） 午後1時開会

2. 場 所

亀山市役所本庁舎3階 理事者控室

3. 出席委員

| | |
|------|---------|
| 教育長 | 服 部 裕 |
| 1番委員 | 井 上 恭 司 |
| 2番委員 | 大 萱 宗 靖 |
| 3番委員 | 宮 村 由 久 |
| 4番委員 | 太 田 淳 子 |

4. 欠席委員

なし

5. 議事参与者

| | |
|-----------------------------------|---------|
| 教育部長 | 草 川 吉 次 |
| 教育総務課長（以下総務課長という。） | 原 田 和 伸 |
| 学校教育課長（以下学校課長という。） | 西 口 昌 毅 |
| 参事（兼）生涯学習課長（以下参事生課長という。） | 亀 山 隆 |
| 図書館長 | 井 上 香代子 |
| 歴史博物館長（以下歴博館長という。） | 小 林 秀 樹 |
| 文化スポーツ課まちなみ文化財グループリーダー（以下まちGLという） | 稲 垣 智 也 |
| 学校教育課主幹兼学事教職員グループリーダー（以下学事GLという） | 高 宮 綾 子 |
| 学校教育課主幹兼教育支援グループリーダー（以下教支GLという） | 平 野 朋 希 |
| 教育総務課主幹（兼）教育総務グループリーダー（書記） | 草 川 正 富 |
| 教育総務課教育総務グループ主査（書記） | 西 口 幸 伸 |

6. 会議録署名者指名

1 番委員 (井 上 恭 司 委員)

2 番委員 (大 萱 宗 靖 委員)

7. 議事事項

教育長 議案第 2 号「平成 3 1 年度教育行政一般方針について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育部長 議案第 2 号「平成 3 1 年度教育行政一般方針について」は、平成 3 1 年 3 月 亀山市議会定例会に提出する平成 3 1 年度教育行政一般方針を別紙のとおり策定することについて、委員会の議決を求めます。詳細は事務局が朗読します。

(平成 3 1 年度教育行政一般方針について事務局朗読)

太田委員 4 ページの国立教育政策研究所の事業が亀山中学校に決まった経緯を教えてください。

学校課長 三重県教育委員会と協議する中で、各小学校から亀山中学校へ進学する児童の数も多く、また不登校の問題に注力して取り組んでいきたいとの意欲が強かったため、亀山中学校を選択しました。

太田委員 もう 1 点、この事業をすることによって、教職員がさらに大変になったり、教職員が増員されることはあるのか。

学校課長 魅力ある学校づくりは、この事業がなかったとしても、学校が基本的に行わなければならない取組です。シートの作成などの事務作業が増えることがあるため、常勤の講師を配置するという国の意向もありますが、まだ正確なところは決まっていません。

大萱委員 給食の公会計化は、時期的にはいつ実現するのか。

総務課長 再来年度の実現を目指しています。

教育長 新年度は公会計化の準備を進めるということである。早ければ再来年度に開始するというスケジュールである。

太田委員 「かめやまっ子給食」の地産地消で、精肉店が閉店するなど亀山市内でも経営を継続することが厳しいところが、今後増えるように感じている。そのような地産地消を継続する上での不安要素がほかにもあるのか。

総務課長 関地区で 1 件そのようなところがあると聞いています。

教育長 肉については、亀山産というよりも三重県産である。地元産と言うと野菜が多い現状であるが、その部分は継続できるのか。

総務課長 野菜を中心とする「かめまっ子給食」は継続できます。

太田委員 野菜を扱う八百屋さんの経営の継続も問題ないのか。

総務課長 先ほど申しあげました関地区の1件以外は聞いていません。

大萱委員 野菜や肉を農家から直接仕入れる方法はないのか。

総務課長 原則として、商店を通して仕入れます。購入方法についても様々な検討をしていきます。

大萱委員 商店が閉店するような状況であれば、農家から直接仕入れる方法もあると思う。地産地消というのであれば、よく検討してほしい。

教育長 10年前から直接仕入れるという方法も検討されていた。給食はかなりの物量が必要であり、時間や重さの指定もあるので、生産者と流通業者、行政（農政部門）、教育委員会が入った協議の場を持って、今のシステムが構築されている経緯がある。

井上委員 3ページの「亀山市教育研究体制を大幅に見直し」という表現があるが、具体的には市教育研究会を念頭に置いているのか。もっとほかに想定されたものがあるのか。見直しの主体がどこになるのか。教育委員会なのか、市教育研究会なのか。

4ページの人権教育に関わる部分で、人権が尊重される家庭づくりとは、どのようにどこまで踏み込むのか。想像し難い。

また、かめやまお茶の間10選と関係してくるのか。

5ページで井田川小学校の増築は、場所が決まっているのか。

最後に、歴史博物館の関係で、教育行政一般方針の中で記載するのは難しいのか。博学連携が大きな柱であるが、どこかに記載することはできないか。

学校課長 亀山市教育研究体制の大幅な見直しについては、例えば市教育研究会の理事会があって、そこが中心になって各部会などの発表の準備をしています。その市教育研究会の理事会をなくして、新たに市教育研究推進協議会を創設して、運営を進めていきます。毎年2校で行う研究発表会を各委員にご覧いただいておりますが、今後は、中学校区単位での授業参観を今以上にしていこうと言うような研修を基本としつつ、その中で拠点校となる発表校を選択していきます。

もっと教育委員会がリードした研修が必要と考え、研修担当者会議の場を設け、また総合教育会議でも協議されました働き方改

革の流れの中で、研修の負担軽減と充実をうまく調整して行っていきたいと考えています。

見直しの主体については、教育委員会事務局や校長会、教職員代表で案を作り、各学校に意見を聞いていきます。

井上委員 市教育委員会がリードするのは、かえって現場の発想を損ねることにならないか心配である。それぞれの団体の意見を十分にくみ上げてほしい。押し付けにならないよう、注意を払ってほしい。

学校課長 研修方針が基本となっていますので、研修方針に沿って研修を行っていきます。学校の主体性を尊重し、細かな指示を出すものではありません。

教育長 人権が尊重される家庭づくりとは、これが大きく社会づくりとなると市長部局の問題となり、教育委員会としては踏み込みすぎである。教育委員会としては、保護者への啓発を中心とした活動を担っていくことが重要であると考えている。

井上委員 6ページのかめやまお茶の間10選との関係はどうなるのか。

参事生課長 かめやまお茶の間10選は、家庭の中で是非取り組んでいただきたい項目を掲げ、「10選」と「実践する」を掛けています。その中で命という項目を設けて、家族や自分の命を大切にするというメッセージも発信しています。学校から保護者に向けた啓発と一緒に取り扱われるものと考えています。

総務課長 井田川小学校校舎増築事業ですが、場所は新校舎の西側を想定しています。

教育部長 歴史博物館の事務は、補助執行で市長部局に移行していますので、市長の施政方針に盛り込まれるべきものです。博学連携の視点であれば、教育委員会の教育行政一般方針で盛り込むこともできます。

井上委員 どうするかはお任せする。

歴博館長 市長の一般方針には、博学連携の視点ではありませんが、博物館の展示に関することを盛り込んでいます。

教育長 記載するとすれば、今回は「開かれた教育課程」についての記載がないので、その部分に歴史博物館の博学連携の事例を盛り込んではいかがでしょうか。

学校課長 分かりました。検討します。

宮村委員 3ページの学力の向上について、新年度の学力向上についてどうしていくのかが重要なことであるが、今年度の取組をもう少し触れておくべきではないか。

学校課長 学力向上推進計画が3年目を迎え、計画期間最後の年であり、目あてと振り返りの授業スタイルの定着を進めてきました。その部分の記述が適切であると考えています。

宮村委員 学力向上が重要なテーマであり、計画策定だけでなく、今年の成果も書いてあってもよいと思う。加えられるところがあれば検討いただきたい。

教育長 計画の改定だけでなく、学力向上推進計画において平成31年度に行う部分を追記してほしい。

それでは教育委員会事務局で各委員の指摘箇所を修正することで一任願います。

(全委員異議なし)

(ほかに質問はなく、議案第2号は可決される。)

8. 協議事項

教育長 協議事項1「亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」説明を求める。

総務課長 現在、市の学校薬剤師の報酬については、2校以上を兼務している場合、本務校と兼務校において報酬の額に差がありますが、学校薬剤師の職務内容については、本務校と兼務校において違いはないことから、県内他市の状況等を考慮し、適正な報酬の額とするため、所要の改正を行うものです。

改正内容としましては、本務校と兼務校における報酬の額の差を無くすため、2校以上を兼務している場合に1校加えるごとに加えることとしている加給額の規定を削除することとします。

(質問はなく、協議を終わる。)

教育長 協議事項2「鈴鹿峠自然の家条例の一部を改正する条例について(使用料削除関係)」説明を求める。

参事生課長 鈴鹿峠自然の家のプールは、平成8年度に整備されましたが、現在、水源に利用していた湧き水の水量が減少し、他に水源の確保も困難であるとともに、設備の老朽化に伴う改修に多額の費用

が見込まれることから、同設備を廃止するため、所要の改正を行うものです。

また、鈴鹿峠自然の家において貸出しを行っているテントについては、現在、需要がなく、保有しているテントの劣化も進んでいることから、テントの貸出しを廃止するため、併せて所要の改正を行うものです。

現状としては、平成25年から山の環境の変化で水が確保できない状態です。また、テント等の施設の老朽化もあり、所要の改正を行います。

大萱委員 平成25年までは、プールは使用されていたのか。

参事生課長 平成24年度までは、プールを使用できていました。

大萱委員 天然の水であるので水質の影響でプールに入れないと聞いたことがある。

参事生課長 天然の水ですので、従来からろ過装置を使用して塩素濃度の調整をしています。その上で水が枯れたため、プールが使用できていません。

(ほかに質問はなく、協議を終わる。)

教育長 協議事項3「鈴鹿峠自然の家条例の一部を改正する条例について(消費税関係)」説明を求める。

参事生課長 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律により、平成31年10月1日から消費税率が8%から10%へ引き上げられました。

消費税の課税対象となる鈴鹿峠自然の家の使用料等について、消費税を適正に転嫁した金額となるよう所要の改正を行うものです。

宮村委員 消費税の件ですが、平成31年10月1日からなので「引き上げられました」は「引き上げられる」としてはどうか。

教育部長 検討します。

(ほかに質問はなく、協議を終わる。)

教育長 協議事項4「亀山市関宿伝統的建造物群保存地区資料館条例の一部を改正する条例について」説明を求める。

まちGL 現在、本条例には、玉屋歴史資料館と関まちなみ資料館の2施設が含まれています。この改正は大きく分けて、第1条関係と第2条関係があります。

まず、第1条については、この2施設に加えて、関の山車会館を追加するものです。次に、第2条関係では、7月1日の関の山車会館の開館以降に施設使用料が消費税増税の影響を受けるため、使用料を改めるものです。

この条例は、関宿の伝統的建造物群の資料館である玉屋歴史資料館や関まちなみ資料館について、有形文化財として適切に伝承保存していくというのですが、有形文化財の保存は適切に行われていたが、歴史文化の伝承と言った無形文化財の伝承に少し弱いところがありました。関の山車会館では、囃子の伝承等を行うことができるようになって、この3館でより一層、条例の目的を達成することができるようになります。

まず、第1条は、関の山車会館を新たに追加するというものです。この山車会館の中には、離れと山車収蔵展示棟の地域交流施設という2つの貸室の関係条項を加えています。また、玉屋歴史資料館、関まちなみ資料館、関の山車会館の共通券500円を設ける予定です。

次に、第2条は、消費税の増税に伴い、10月1日から使用料の改正を行うものです。

宮村委員 共通券の500円については、消費税増税の影響はないのか。

まちGL 変動が10円未満のため、影響はありません。

教育長 関の山車会館について、工事完成が近くなれば教育委員の見学をお願いする。

(ほかに質問はなく、協議を終わる。)

教育長 協議事項5「関宿散策拠点施設条例の一部を改正する条例について(消費税関係)」説明を求める。

まちGL 消費税増税に伴い、関宿散策拠点施設の使用料を改正するものです。

(質問はなく、協議を終わる。)

教育長 協議事項6「亀山市歴史博物館条例の一部を改正する条例につ

いて（消費税関係）」説明を求める。

歴博館長 消費税増税に伴い、歴史博物館の使用料を改正するものです。
(質問はなく、協議を終わる。)

7. 報告事項

教育長 報告事項1「平成30年度教育予算3月補正について」説明を
求める。

(総務課長、学校課長及び参事生課長詳細説明)

宮村委員 13ページの部活動指導員2人分について、一般財源で360
万円使用しているが、補助財源が少ないのではないか。事業費全
体のうちの13万円しか補助金がないのか。

学校課長 これは補助金制度の問題です。大会の引率や土日の練習なども
含めて亀山市では勤務時間を算出しています。国の補助基準では
土日の活動部分を補助金の積算対象にしていけないので、あまりに
も差がある状況です。

宮村委員 来年度の部活動指導員は、何人になるのか。

学校課長 来年度は1人増やして、3人になります。

教育長 国に比べて県は更に補助基準が厳しいのではないか。

学校課長 国の基準に合わせて県も補助金を支出しています。

学事GL 国の対象とする人数と県の対象とする人数に違いがありますの
で、補助金が更に減少している可能性があります。

井上委員 21ページの外国語指導助手配置事業は、5名を予定していた
のが確保できずに4名なのか。

学校課長 そうではありません。5名ですが、うち2名は委託で、3名は
JETで確保します。来日費用としては、2名分でしたので、総
数が減ったわけではありません。

教育長 管理外プールについて、公立なのに学校で実施の有無に違いが
あるというのは、考え方としてどうなっているのか。

参事生課長 管理外プールは、学校の管理ではない、自主的な活動としての
プールの開放と位置付けています。そのような中でどう安全確保
しながら活動するかが、管理外プールの核になる部分です。井田
川小学校については今年度で管理外プールが終了となりますが、
実施校区へは生涯学習課で指導員の謝金を一部負担しています。
現状としては、学校区によって保護者や地域の考え方が違います

ので、続ける学校と中止する学校に分かれています。

亀山西小学校のように西野公園プールの活用や関小学校の関B & G海洋センターの活用の例もありますが、学校区単位で保護者や地域が検討いただくのが基本です。

井上委員 井田川小学校は、他の公共施設の活用もないままに終わってしまう。PTAが運営することの安全面での厳しさは理解できるが、泳力を鍛える機会が失われるのは残念である。子どもたちにとって、かわいそうな一面があると思う。

宮村委員 亀山西小学校や関小学校は、個人の利用でも無料で公共施設のプールを使用できるのか。

参事生課長 関小学校については、旧関町時代から小学生は無料で利用できる制度が継続しています。亀山西小学校については、校舎改築時のプール利用の代替措置が現在まで継続している状況です。これらは、管理外プールとしては、特例的な位置付けです。

教育長 亀山西小学校は、現在のプール床面を昇降する構造であり、つまり小プールがない。通常の管理外プールであれば、低学年は小プール、中学年以上は大プールであり、それぞれのプールをPTAの監視のもとで水泳ができるが、亀山西小学校は構造上できないので特殊な状況である。そのため西野公園プールの利用が認められている。

西野公園プールの利用については、公費は支出されていないのか。

参事生課長 公費は支出していません。なお、プールの利用は回数チケット制となっています。

教育長 来年度、井田川小学校以外に管理外プールができない学校はあるのか。

参事生課長 亀山東小学校が来年度できないと聞いています。

宮村委員 管理外プールがなくなる中では、亀山西小学校や関小学校の例があることに違和感がある。

井上委員 暑い中で保護者は大変であると思う。プールで遊びながら泳力を付けるのは悪いことではないが、リスクはあると感じる。

教育長 ただ、教育委員会としては、管理外プールの実施を強制することはできない。

大萱委員 管理外プールはどの程度の期間行うのか。

教育長 管理外プールの期間は、1、2週間である。
(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項2「平成31年度教育予算(政策予算)について」説明を求める。
(総務課長、学校課長、参事生課長、詳細説明)
(質問はなく、報告を終わる。)

8. その他

学校課長 (平成30年度市内小中学校における職種別過重労働の状況について説明)

太田委員 このような資料は信頼できるのか疑問を感じる。

学校課長 タイムカードの導入も検討していく必要があると考えます。

太田委員 タイムカードを導入してほしいというわけではないが、先生たちの認識の違いで、この数値が違ってくると思う。自主申告が適切なのか疑問がある。一日の先生の勤務内容の資料があった方がいいのではないか。

学校課長 今後検討していく課題であると感じています。労働時間の計算は曖昧なところもあるので、衛生委員会で更に検討していく必要があります。

大萱委員 何時以降を残業として扱うのか。

学校課長 17時15分から残業としています。

教育長 8時30分始業であれば、8時15分までに来ていた場合が時間外労働に該当する。終業は17時15分以降の時間を集計している。現状から考えると、小学校ではきっちり休憩が取れていないと感じる。雇用主という感覚が校長にはない。健康のために早く帰ってほしいという意識はあるが。この資料は、職種別の状況を示すために一時的に作成した資料である。

国の45時間という基準と現場の状況のギャップが大きいので、市の衛生委員会で検討願いたい。

井上委員 人によるばらつきがあると感じる。個人の偏りをもう少し校長は意識してほしい。講師の時間外の多さは、何が原因なのか。運営組織の見直しや人の配置を真剣に検討していかないとけない。定員増が一番重要であるが。

- 太田委員 例えば、部活動の遠征で熊野市まで行った場合、津市で住んでいる講師が亀山市まで来て出発するのか、現地で集まるのか。
- 学校課長 基本は学校に来てから遠征に出発します。その時の状況によって臨機応変に対応する場合もあります。
- 宮村委員 どうしても曖昧なところがあると感じる。
- 教育長 旅費請求については、厳格な手続きを経ている。
- 宮村委員 講師は正規職員を目指しているのか。
- 教育長 講師は基本1年単位の更新となるが、クラブ活動を担当したくてしている者が多い。正規職員を目指して勉強をしたい者は、常勤講師ではなく非常勤を希望している場合が多い。
- 必要に応じて、校長会でも過重労働問題を検討していく。
- 総務課長 (インフルエンザと麻しんの状況について説明)

9. 閉会

午後3時